

7月8日(月)から 外国人住民の住基ネットの運用がスタート

●問い合わせ 市民課市民年金室 ☎53-2111(内線282)

住民票コードが本人へ通知されます

外国人住民の住民票に住民票コードが付番され、そのコードが今月中に市から送付されます。
※住民票コードとは、住基ネットにおいて本人確認を行う際に必要な11桁の番号です

住基カードの交付が受けられます

住民基本台帳カード(住基カード)の交付を受けることができます。
※住基カードとは、セキュリティに優れたICカードです(有料500円)

7月8日からできるようになること

- ①全国の市区町村役場で、住民票の写しの交付を受けること(注)ができるようになります。
(注)在留カードなどの提示が必要です
- ②住基カードの交付を受けている人は、転入届の特例が受けられ、郵送などで転入届を行うことで、引越し時の手続きが、引越し先の窓口に出向だけで済むようになります。
- ③住基カードに電子証明書を格納することで、e-TAXなど本人確認を必要とする行政手続きをインターネットで申請できるようになります。



助け合いの

力を高める

災害時要援護者支援とは

地震や水害などの災害の際に、支援や手助けが必要な高齢者、障がい者など避難が困難な人(要援護者)を地域のみなで守るという取り組みです。

要援護者を災害から守るには、住んでいるところやどのような支援が必要かを事前に把握し、「支援する側」と「支援される側」とで互いに申し合わせておくことが必要です。

災害時見守りカードの取り組み

町内や集落などの自治会、自主防災会が、地域に要援護者がいるかを把握し、緊急連絡先や避難時の支援体制を決めるなどの取り組みを行っています。

市では、要援護者の家族の連絡先や病気の有無、避難時の支援者などの情報を、「災害時見守りカード」にまとめ、支援を行う自治会や市、民生委員と共有しあつことを進めています。今年度

も、新たな要援護者の把握や見守りカード作りを自治会などが中心となって行う予定です。

顔の分かる人との助け合い

実際の災害の際には、電気などが使えず、家族とも連絡が取れなくなつて不安になります。このような場合に頼りになるのが町内・集落の顔の分かる人同士やご近所との助け合いです。

また、地域住民による自主防災組織を結成または強化することにより、地域ぐるみでの助け合いの取り組みができます。

普段の生活から積極的に「コミュニケーション」を図りながら、地域の皆さんで助け合いの力を高め、災害時要援護者支援の体制づくりを進めましょう。

●問い合わせ 介護高齢課高齢福祉係
☎53-2111(内線367、368)